

令和8年（2026年）4月17日

市内介護事業所 管理者 様

八王子市福祉部高齢者いきいき課

令和8年度介護職員等処遇改善加算の加算届の提出について(通知)  
(令和8年6月以降分)

日頃より、八王子市の介護保険施策に対しご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。  
令和8年6月以降の介護職員等処遇改善加算の制度変更に伴う加算届の提出について、下記の通りお知らせいたします。

記

1 令和8年6月からの主な変更点

介護職員等処遇改善加算Ⅰ、加算Ⅱについて、区分が新設されます。

令和8年5月まで：加算Ⅰ、加算Ⅱ

令和8年6月以降：加算Ⅰ（イ）・（ロ）、加算Ⅱ（イ）・（ロ）

※ 加算Ⅰ、加算Ⅱともに（イ）が下位区分、（ロ）が上位区分

2 令和8年6月以降分の加算届の提出について

(1) 提出締切日

<居宅系サービス> 令和8年（2026年）5月15日（金）

<施設系サービス> 令和8年（2026年）6月1日（月）

(2) 提出方法

データ提出（電子申請システム）または 紙（郵送、窓口）で提出。

（電子申請システム URL：<https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/shinsei/index.php>）

(3) 既に介護職員等処遇改善加算Ⅰ、加算Ⅱを取得している場合の取り扱いについて

期限までに、上位区分(ロ)に区分変更する旨の届け出がない場合、令和8年6月以降は下位区分(イ)とみなされます。

よって、令和8年6月以降に、

・ 加算Ⅰ→加算Ⅰ（イ）、加算Ⅱ→加算Ⅱ（イ）（下位区分）に区分変更する事業所については、加算届の提出は不要です。

・ 加算Ⅰ→加算Ⅰ（ロ）、加算Ⅱ→加算Ⅱ（ロ）（上位区分）に区分変更する事業所については、加算届の提出が必要です。

期日までの提出をお願いいたします。

加算区分		届出の有無	提出期限
令和8年5月まで	令和8年6月以降		
加算Ⅰ	⇒ 加算Ⅰ（イ）	不要	
加算Ⅰ	⇒ 加算Ⅰ（ロ）	必要	居宅系：令和8年（2026年） 5月15日（金） 施設系：令和8年（2026年） 6月1日（月）
加算Ⅰ	⇒ 加算Ⅱ（イ）、加算Ⅱ（ロ）、 加算Ⅲ、加算Ⅳ	必要	
加算Ⅱ	⇒ 加算Ⅱ（イ）	不要	
加算Ⅱ	⇒ 加算Ⅱ（ロ）	必要	居宅系：令和8年（2026年） 5月15日（金） 施設系：令和8年（2026年） 6月1日（月）
加算Ⅱ	⇒ 加算Ⅰ（イ）、加算Ⅰ（ロ）、 加算Ⅲ、加算Ⅳ	必要	

※令和8年5月までに加算Ⅲ、Ⅳを取得している事業所が令和8年6月以降に他の区分の加算を取得する場合は、加算届の提出が**必要**となります。

#### （4）提出先

〒192-8501 東京都八王子市元本郷町3丁目24番1号  
八王子市 福祉部 高齢者いきいき課 事業者指定担当

### 3 令和8年6月に介護職員等処遇改善加算が取得可能になるサービスについて

（介護予防）訪問看護、（介護予防）訪問リハビリテーション、居宅介護支援、介護予防支援の事業所については、令和8年6月から介護職員等処遇改善加算が取得可能になります。

介護職員等処遇改善加算を取得する場合は、**5月15日(金)まで**に加算届の提出をお願いいたします。

なお、提出方法は、データ提出（電子申請システム）または紙での提出（郵送、窓口）となります。

（電子申請システム URL：<https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/shinsei/index.php>）

### 4 その他

厚生労働省のホームページに、制度の概要や処遇改善計画書についての説明が掲載されています。下記 URL より内容をご確認ください。

<https://www.mhlw.go.jp/shogu-kaizen/>

#### 問合せ先

八王子市 福祉部 高齢者いきいき課  
事業者指定担当  
電話 042-620-7452・620-7294